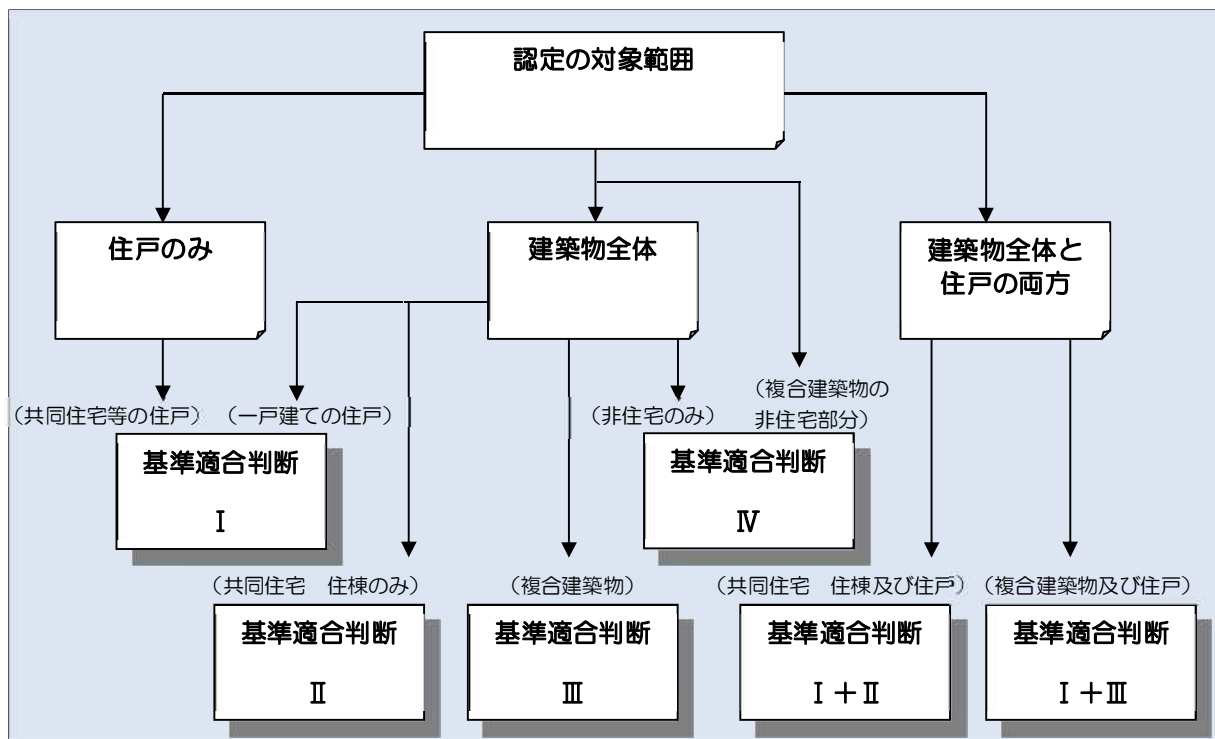
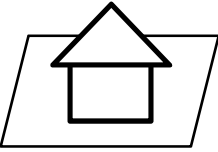
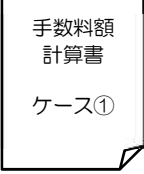

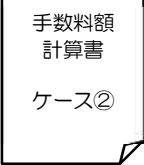

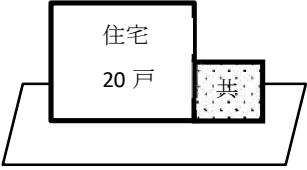

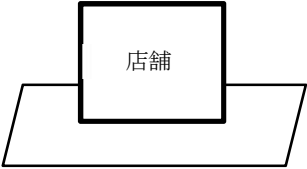



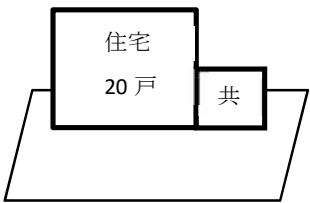
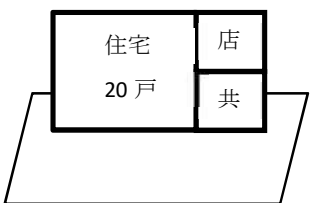
手数料額計算書の記載例（性能向上計画認定）

※性能向上計画認定において想定される申請イメージ（適合証有の場合）



条 件	認定手数料算定	手数料額 計算書
<p>ケース①【基準適合判断 I】</p>  <p>用 途：住宅 申請内容：一戸建て住宅 住戸面積：100㎡</p>	<p>手数料別表三 三の(一)の(1) (一戸建て住宅) 5,100円</p>	 <p>手数料額 計算書 ケース①</p>
<p>ケース②【基準適合判断 I】</p>  <p>用 途：共同住宅 申請内容：住戸ごと (20戸住戸申請) 住戸面積：90㎡×20戸 = 1,800㎡</p>	<p>手数料別表三 三の(一)の(2)のイ (住戸ごと300~2,000㎡) 21,000円</p>	 <p>手数料額 計算書 ケース②</p>

<p>ケース③【基準適合判断Ⅱ】</p>  <p>住宅 20戸 共</p> <p>用途：共同住宅 申請内容：一の建築物 (住宅部分) 住宅部分：2,050㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ 共用部：250㎡</p>	<p>手数料別表三 三の(一)の(2)のロ(イ) (住宅部分2,000~5,000㎡)</p> <p style="text-align: right;"><u>46,000円</u></p> <p>※備考十一適用</p>	<p>手数料額 計算書</p> <p>ケース③</p>
<p>ケース④【基準適合判断Ⅱ】</p>  <p>住宅 20戸 共</p> <p>用途：共同住宅 申請内容：一の建築物 (住宅部分) 住宅部分：1,800㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ 共用部：250㎡(対象外部分)</p>	<p>手数料別表三 三の(一)の(2)のロ(イ) (住宅部分300~2000㎡)</p> <p style="text-align: right;"><u>21,000円</u></p> <p>※備考十四適用</p>	<p>手数料額 計算書</p> <p>ケース④</p>
<p>ケース⑤【基準適合判断Ⅲ】</p>  <p>住宅 20戸 店 共</p> <p>用途：共同住宅及び店舗 申請内容：一の建築物 (住宅部分+非住宅部分) 住宅部分：2,050㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ 共用部：250㎡ 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡</p>	<p>手数料別表三 三の(一)の(2)のロ(イ) (住宅部分2,000~5,000㎡)</p> <p style="text-align: right;">① <u>46,000円</u></p> <p>手数料別表三 三の(一)の(2)のロ(ロ) (非住宅部分~300㎡)</p> <p style="text-align: right;">② <u>9,700円</u></p> <p style="text-align: right;">①+②=<u>55,700円</u></p> <p>※備考十一適用</p>	<p>手数料額 計算書</p> <p>ケース⑤</p>
<p>ケース⑥【基準適合判断Ⅳ】</p>  <p>店舗</p> <p>用途：店舗 申請内容：一の建築物 (非住宅部分) 延べ面積：200㎡</p>	<p>手数料別表三 三の(一)の(2)のロ(ロ) (非住宅部分~300㎡)</p> <p style="text-align: right;"><u>9,700円</u></p> <p>※備考十一適用</p>	<p>手数料額 計算書</p> <p>ケース⑥</p>
<p>ケース⑦【基準適合判断Ⅳ】</p>  <p>住宅 20戸 店 共</p> <p>用途：共同住宅及び店舗 申請内容：一の建築物 (非住宅部分) 延べ面積：200㎡</p>	<p>手数料別表三 三の(一)の(2)のロ(ロ) (非住宅部分~300㎡)</p> <p style="text-align: right;"><u>9,700円</u></p> <p>※備考十三適用</p>	<p>手数料額 計算書</p> <p>ケース⑦</p>

<p>ケース⑧【基準適合判断Ⅰ+Ⅱ】</p>  <div data-bbox="571 347 858 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>用途：共同住宅 申請内容：一の建築物 （住宅部分） &住戸ごと （20戸住戸申請） 住宅部分：2,050㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ 共用部：250㎡</p> </div>	<p>手数料別表三 三の(一)の(2)のロ(イ) （住宅部分2,000～5,000㎡）</p> <p style="text-align: right;"><u>46,000円</u></p> <p>※備考十一及び十二適用</p>	<div data-bbox="1264 385 1407 560" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>手数料額 計算書 ケース⑧</p> </div>
<p>ケース⑨【基準適合判断Ⅰ+Ⅲ】</p>  <div data-bbox="571 694 858 992" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>用途：共同住宅 申請内容：一の建築物 （住宅部分+非住宅部分） &住戸ごと （20戸住戸申請） 住宅部分：2,050㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ 共用部：250㎡ 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡</p> </div>	<p>手数料別表三 三の(一)の(2)のロ(イ) （住宅部分2,000～5,000㎡）</p> <p style="text-align: right;">① <u>46,000円</u></p> <p>手数料別表三 三の(一)の(2)のロ(ロ) （非住宅部分～300㎡）</p> <p style="text-align: right;">② <u>9,700円</u></p> <p style="text-align: right;">①+②=55,700円</p> <p>※備考十一及び十二適用</p>	<div data-bbox="1264 732 1407 907" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>手数料額 計算書 ケース⑨</p> </div>



：性能向上計画認定の対象外部分

ケース①（手数料額計算書）

第1号様式の3（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 建築物の一部（住戸の部分）
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 100 m ²	別表 三の三の(一)の(1) 5,100 円	別表 三の三の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のイ 円	別表 三の三の(二)の(2)のイ 円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ) 円(a)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ) 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ) 円(b)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ) 円(B)
	合計 m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円

合計 5,100 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース②（手数料額計算書）

第1号様式の3（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 建築物の一部（住戸の部分）
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表 三の三の(一)の(1) 円	別表 三の三の(二)の(1) 円
<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 1,800 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のイ 21,000 円	別表 三の三の(二)の(2)のイ 円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ) 円(a)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ) 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ) 円(b)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ) 円(B)
	合計 m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円

合計 21,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース③（手数料額計算書）

第1号様式の3（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 建築物の一部（住戸の部分）
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表 三の三の(一)の(1) 円	別表 三の三の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のイ 円	別表 三の三の(二)の(2)のイ 円
<input checked="" type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く 2,050 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ) 46,000 円 (a)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ) 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ) 円 (b)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ) 円 (B)
	合計 2,050 m ²	(a) + (b) 46,000 円	(A) + (B) 円

合計 46,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース④（手数料額計算書）

第1号様式の3（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 建築物の一部（住戸の部分）
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） モデル建物法 標準入力法等
- 3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表 三の三の(一)の(1) 円	別表 三の三の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のイ 円	別表 三の三の(二)の(2)のイ 円
<input checked="" type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 <input checked="" type="checkbox"/> 共用部分を除く 1,800 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ) 21,000 円 (a)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ) 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ) 円 (b)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ) 円 (B)
	合計 1,800 m ²	(a) + (b) 21,000 円	(A) + (B) 円

合計 21,000 円

（注意）

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑤（手数料額計算書）

第1号様式の3（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 建築物の一部（住戸の部分）
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） モデル建物法 標準入力法等
- 3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表 三の三の(一)の(1) 円	別表 三の三の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のイ 円	別表 三の三の(二)の(2)のイ 円
<input checked="" type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く 2,050 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ) 46,000 円 (a)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ) 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計 200 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ) 9,700 円 (b)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ) 円 (B)
	合計 2,250 m ²	(a) + (b) 55,700 円	(A) + (B) 円

合計 55,700 円

（注意）

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑥（手数料額計算書）

第1号様式の3（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 建築物の一部（住戸の部分）
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表 三の三の(一)の(1) 円	別表 三の三の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のイ 円	別表 三の三の(二)の(2)のイ 円
<input checked="" type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ) 円 (a)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ) 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計 200 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ) 9,700 円 (b)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ) 円 (B)
	合計 m ²	(a) + (b) 9,700 円	(A) + (B) 円

合計 9,700 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑦ (手数料額計算書)

第1号様式の3 (第7条関係)

計画認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 (申請の該当する□にレを記入) 建築物の一部 (住戸の部分)
 建築物の一部 (非住宅部分)
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 (該当する□にレを記入) モデル建物法 標準入力法等
- 3 手数料額の計算

申請の種類 (申請の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表 三の三の(一)の(1) 円	別表 三の三の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のイ 円	別表 三の三の(二)の(2)のイ 円
<input checked="" type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合 (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ) 円 (a)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ) 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計 200 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ) 9,700 円 (b)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ) 円 (B)
	合計 m ²	(a) + (b) 9,700 円	(A) + (B) 円

合計 9,700 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

(日本産業規格A列4番)

ケース⑧（手数料額計算書）

第1号様式の3（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 建築物の一部（住戸の部分）
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表 三の三の(一)の(1) 円	別表 三の三の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のイ 円	別表 三の三の(二)の(2)のイ 円
<input checked="" type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く 2,050 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ) 46,000 円 (a)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ) 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ) 円 (b)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ) 円 (B)
	合計 2,050 m ²	(a) + (b) 46,000 円	(A) + (B) 円

合計 46,000 円

（注意）

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑨ (手数料額計算書)

第1号様式の3 (第7条関係)

計画認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 (申請の該当する□にレを記入) 建築物の一部 (住戸の部分)
 建築物の一部 (非住宅部分)
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 (該当する□にレを記入) モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類 (申請の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表 三の三の(一)の(1) 円	別表 三の三の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のイ 円	別表 三の三の(二)の(2)のイ 円
<input checked="" type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合 (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く 2,050 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ) 46,000 円 (a)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ) 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計 200 m ²	別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ) 9,700 円 (b)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ) 円 (B)
	合計 2,250 m ²	(a) + (b) 55,700 円	(A) + (B) 円

合計 55,700 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

(日本産業規格A列4番)

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料（ケース①～⑨に係る箇所を抜粋）

事務	名称及び額	徴収時期
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同款一の二の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額 (一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として知事が定めるものが提出された場合 (二) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として知事が定めるものが提出された場合 (イ) 住宅ごとの申請の場合 (1) 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。) (ii) 非住宅部分 当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上三千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が三平方メートル未満のもの (ケース①) 五千円 (ケース②) 二万一千円 (ケース③) 二万一千円 (ケース④) 二万一千円 (ケース⑤、⑥、⑦、⑧、⑨) 九千六百円	計画提出又は計画通知のとき。

備考

- 十一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)について、**一の建築物の申請の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。**
- 十二 向上計画認定申請手数料等について、**同一の建築物において住宅ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。**
- 十三 向上計画認定申請手数料等について、**住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。**
- 十四 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、**共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合は、当該共用部分の額は加算しない。**
- 十五 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(仕様基準による場合に限る。)について、**共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。**
- 十六 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。